

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年12月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,590

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

666,184

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	255,593
姫路市	139,017
尼崎市	128,279
明石市	84,111
西宮市	133,044
洲本市	11,961
芦屋市	26,561
伊丹市	55,517
相生市	7,791
豊岡市	21,647
加古川市	72,512
たつの市	20,587
赤穂市	12,860
西脇市	10,801
宝塚市	63,932
三木市	20,848
高砂市	24,453
川西市	43,558
小野市	12,946
三田市	30,098
加西市	11,772
丹波篠山市	11,114
養父市	6,210
丹波市	17,106
南あわじ市	12,616
朝来市	8,013
淡路市	11,999
宍粟市	9,932
加東市	10,689

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,283
多可町	5,491
稲美町	8,483
播磨町	9,518
神河町	3,024
市川町	3,192
福崎町	5,129
太子町	9,240
上郡町	4,070
佐用町	4,450
香美町	4,580
新温泉町	3,804